

一般用医薬品のインターネットでの販売ルール（概要）

【販売の具体的な流れ】

① 使用者の状態等の確認



（購入者）

- 性別、年齢
- 症状
- 副作用歴の有無及びその内容
- 持病の有無及びその内容
- 医療機関の受診の有無及びその内容
- 妊娠の有無、授乳中であるか否か
- その他気になる事項（自由記載）等

メール等



（専門家）

※ 2類は、個別の情報提供は、努力義務とする。

※ 2類・3类等情報提供が義務ではない場合に、使用者から確認する内容等は、各専門家が判断。入手した情報を踏まえ、専門家が販売可能と判断した場合は、②③の手続を経ずに販売可能

② 使用者の状態等に応じた個別の情報提供等



（購入者）

- 用法・用量
- 服用上の留意点（飲み方や、長期に使用しないこと等）
- 服用後注意すべき事項（〇〇が現れた場合は使用を中止し、相談すること）
- 再質問等の有無

メール等



（専門家）

③ 提供された情報を理解した旨等の連絡



（購入者）

- 提供された情報を理解した旨
- 再質問・他の相談はない旨

メール等



（専門家）

※ 再質問がある場合は、専門家から購入者に回答の上、再質問の有無を再度確認。購入者から回答を理解した旨と再質問・他の相談等がない旨の連絡が来た段階で、次の④販売へ進む。

④ 販売（商品の発送）

【専門家の関与等】

① 専門家の関与の担保

- 営業時間内の専門家の常駐
- 対応している専門家をリアルタイムでサイトに表示
- 購入者の求めに応じた対面・電話等での対応
- 自動返信・一斉返信の禁止、自由記載欄の創設
- 購入者に対する、情報提供・販売を行った専門家の氏名等の伝達
- 対応した専門家の氏名、販売の時刻等の記録の作成・保存（第1類）
- テレビ電話の設置等、確実に薬事監視ができる仕組みの整備

② 適切な情報提供・販売の担保

- 購入者が情報提供内容を理解した旨の確認
- 購入者に再質問がないことの確認
- 指定2類について、禁忌の確認を促すための掲示・表示等
- 情報提供義務免除の範囲及び判断者の見直し（継続使用者等について、薬剤師が情報提供の要否を判断。）
- 乱用等のおそれのある医薬品の販売個数の制限等
- 使用期限の表示・使用期限切れの医薬品の販売禁止
- オークション形式での販売の禁止
- 購入者によるレビューや口コミ、レコメンドの禁止
- モール運営者の薬事監視への協力

【店舗での販売】

- 薬局・薬店の許可を取得した有形の店舗での販売
- 原則、週30時間以上の実店舗の开店（ガイドライン）
- 店舗の写真、許可証の内容、専門家の氏名等のサイトへの表示
- 店舗に貯蔵・陳列している医薬品の販売
- 営業時間外の相談連絡先等のサイトへの表示

【偽販売サイト・偽造医薬品への対応】

- 販売サイトのURLの届け出
- ネット販売を行っている店舗の一覧を厚労省HPに掲載
- 薬事監視の強化。厚労省からプロバイダ等へのサイトの削除要請
- 輸入通関時に特に注意が必要な医薬品のリストへの収載促進